能能発第0929001号
平成18年9月29日

各都道府県職業能力開発主管部（局）長　殿

厚生労働省　職業能力開発局
能力開発課長

障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業等と障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施の取扱いについて

障害者の職業能力開発については、日頃から種々ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、障害者自立支援法が本年4月1日から施行される中、6月26日に「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示第395号（参考参照。以下「厚生労働省告示」という。））が告示され、これまで障害種別ごとに施設の種類によって体系立てられていた施設・事業が、障害者のニーズ等に応じた事業内容による新体系に移行されることとされています。

福祉から一般就労への移行を支援するためには、障害者の態様に応じた多様な委託訓練（以下「障害者委託訓練」という。）を効果的に活用することが重要であり、厚生労働省告示にも、都道府県、市町村が作成する障害福祉計画に平成23年度の数値目標を設定して取り組むことが適当とされたところです。

このため、就労移行支援事業等と障害者委託訓練の実施の取扱いについては、下記に留意の上、障害者委託訓練を積極的に推進していただきますようよろしくお願いします。

記

1　障害者自立支援法における就労移行支援事業等について（概要）

(1) 就労移行支援事業

本事業は、一般就労等を希望する障害者に対し、必要な知識・能力の向上、

実習、職場探し、就労後の定着支援等を一体的に実施する事業であり、標準的な利用期間は2年間で、利用定員は20名以上である。

(2) 就労継続支援A型事業

本事業は、一般企業で雇用されることが困難な障害者に対し、雇用契約に基づき、通所により、就労の場を提供するとともに、一般就労に必要な知識等が高まった者について、一般就労への移行支援を行う事業であり、無期限に利用可能で、利用定員は10名以上である。

(3) 就労継続支援B型事業

本事業は、雇用契約によらずに、通所により、就労や生産活動の場を提供するとともに、一般就労に必要な能力等が高まった者に対し、一般就労等への移行支援を行う事業であり、無期限に利用可能で、利用定員は20名以上である。

(4) 多機能型

上記(1)から(3)までの事業を組み合わせて、一つの法人が実施する場合で、その際の利用定員は、就労移行支援事業6名以上、就労継続支援事業10名以上で、事業所全体の利用定員が20名以上であることが必要である。

(5) 報酬の利用実績払い（日額化）

従来、授産施設等の報酬については、日々の利用の有無にかかわらず一定額が保証される「月払い」、若しくは年間定額補助を実施してきたところであるが、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年4月から、利用実態を反映する「利用実績払い（日額払い）」方式とした。

(6) 利用定員の見直し

定員を超えて利用者を受け入れることを可能とする（過去3か月における実際の利用人員が定員の110%（平成20年度以降は、105%）までは、就労移行支援事業等に係る訓練等給付を減算しないこととする。また、施設利用者として登録された者は、上記割合の範囲内であれば、随時、就労移行支援事業等を利用することが可能である）。

2　就労移行支援事業等の利用者に対する障害者委託訓練の実施について

(1) 公共職業安定所の求職登録

障害者委託訓練を受講するためには、事前に公共職業安定所において求職申込を行った後、公共職業安定所長による受講あっせんを受ける必要があり、就労移行支援事業等から一般就労への移行にあたって、障害者委託訓練の受講を希望する者についても同様の手続きが円滑に行われるよう、就労移行支援事業等の担当者に周知を図ること。

(2) 就労移行支援事業等の定員の取扱いについて

従来、福祉施設等を退所して障害者委託訓練を受講し、一般就労に至らなかった場合、元の福祉施設等に再び入所する必要があったが、上記１(6)のとおり、施設利用に係る定員の取扱いが見直されたことから、障害者委託訓練受講者は、就労移行支援事業等の利用者として登録したまま、障害者委託訓練を受講することが可能となったこと。

(3) 障害者委託訓練を受講中の訓練等給付について

就労移行支援事業等の利用者が、企業等で障害者委託訓練を受講する場合、当該訓練の受講日における就労移行支援事業等の利用は訓練等給付の対象とならないが、受講日以外における就労移行支援事業等の利用は訓練等給付の対象となること。

３　就労移行支援事業者等における障害者委託訓練の実施について

福祉施設等を障害者委託訓練の委託先とすることについては、平成16年5月14日付け事務連絡「一般校を活用した障害者職業能力開発事業及び障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施について」により、当該福祉施設等の本来業務の運営に支障が無く、目的に沿った障害者委託訓練を実施することが可能であれば委託先とすることができる旨通知しているところである。

福祉施設等が就労移行支援事業者等に移行した場合も、障害者の態様及び地域の障害者雇用ニーズを勘案し、当該訓練の受講により、①就職の促進が図られると認められる訓練職種かどうか、②訓練に関係のない作業に従事することはないか、③安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び安全衛生法の規程に準ずる取扱いが行われているかどうか等の観点も踏まえつつ、障害者委託訓練の委託先として積極的に活用していくことが期待されるものである。

就労移行支援事業者等における障害者委託訓練の実施にあたっては、当該委託先である就労移行支援事業者等（以下「受託事業者」という。）と受講者に係る以下の取扱いについて留意の上、十分調整されたい。

(1) 受託事業者の本来事業の利用者を対象として障害者委託訓練を実施する場合

当該受講者が障害者委託訓練を受講している期間中は、当該委託訓練を受講していない日であっても、受託事業者の行う就労移行支援事業等に係る訓練等給付の支給は行わないものであること（この場合、当該受講者を施設利用登録者として取り扱うことにより、当該委託訓練修了後、引き続き受託事業者の本来事業を利用することは可能となる)。

(2) 受託事業者の本来事業の利用者以外の者を対象として障害者委託訓練を実施する場合

本来事業の利用者以外の者を対象として障害者委託訓練を実施する場合は、本来事業の定員の取扱いや訓練等給付についての影響はないものであること。

4　その他

　障害者福祉施策と職業能力開発施策との連携については、平成18年4月19日付け能能発第0419001号厚生労働省職業能力開発局能力開発課長内かんにより既に通知しているとおり、都道府県及び市町村が障害福祉計画を作成する際に設定する数値目標の目安として、「平成23年度において福祉施設から一般就労に移行する者の３割が障害者委託訓練を受講すること」が示される予定である。この数値目標を達成するためには、福祉施設から一般就労への移行が円滑に進むよう、効果的な障害者委託訓練を計画、実施する必要があり、障害者職業訓練コーディネーターは福祉担当部局等との連携を密にし、福祉施設等における障害者委託訓練の実施を含め、計画的かつ効果的な職業訓練の実施に努めること。

5　労働局、公共職業安定所との連携

(1) 障害者委託訓練についての周知・啓発機会の確保

　地域における障害者の教育、福祉から雇用・就業への移行支援に係る連携については、前記平成18年4月19日付け能能発第0419001号により通知したところであるが、障害者就労支援基盤整備事業における福祉施設等就労支援セミナーや法定雇用率未達成事業所を招集しての会議等において、障害者委託訓練の有効活用について説明する機会の設定に努めるとともに、障害者多数雇用事業所に対して、障害者委託訓練の実施機会の確保について協力を要請するなど、障害者職業訓練コーディネーターを中心として積極的に働きかけること。

(2) 障害者委託訓練の効果的な実施及び修了生の就職あっせん

　障害者委託訓練の実施に当たっては、障害者職業訓練コーディネーターが中心となって、公共職業安定所や就労移行支援事業等の担当者との連携を密にして、訓練開始時期や訓練期間等について柔軟に対応することにより、効果的な職業訓練の実施を図ること。

　特に、公共職業安定所における障害者の就職あっせんと連携した「実践能力習得訓練コース」については高い就職率を達成していることから、積極的な活用が望まれること。